

# 平日朝夕割引の実施について (ETCコーポレートカード)



現在の大口・多頻度割引に、**平成26年7月1日**から以下の割引が適用されます。

## 1. 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の概要

### ① 割引対象

ETCコーポレートカードを利用して、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に、料金所を通過する全車種(最大100km相当分)朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用されます。

※深夜割引又は休日割引が適用される走行は、平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の対象外(重複しない)  
※平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)の割引対象となる走行のうち、地方部最大100km相当分は、大口・多頻度割引の割引対象外

※朝、夕それぞれの2回目以降の走行は、平日朝夕割引の割引対象外(大口・多頻度割引の割引対象)

※月毎の割引対象となる利用回数が4回以下の場合にも、地方部最大100km相当分は大口・多頻度割引の対象外

※新たな登録手続き(マイレージ登録等)は一切不要です。

### ② 対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び、一般有料道路(一部を除く※)  
※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、南阪奈道路、八木山バイパス、関門トンネル

### ③ 割引率※

- ・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定
- ・ETCコーポレートカードのご利用額請求時に、割引後料金で請求

※利用回数は、ETCコーポレートカード1枚ごとの単位でカウントされます。

月毎の利用回数	割引率(地方部)
1～4回	0%
5～9回	30%
10回以上	50%

### ④ 実施時期

平成26年7月1日(火)から実施

## 2. 主な変更点(平成26年3月末まで実施していた通勤割引からの主な変更点)

	(新) 平日朝夕割引(ETCコーポレートカード)	(旧) 通勤割引
対象日	平日のみ ※休日は休日割引が適用(普通車以下)	全日
対象時間帯	6時～9時および17時～20時	6時～9時および17時～20時
割引の適用	割引対象となる月間利用回数に応じて適用 (料金所を通過時は通常料金を表示)	走行1回ごとに適用 (料金所通過時に割引後料金を表示)
割引方法	割引額を差し引いて通行料金を請求	割引額を差し引いて通行料金を請求